

略号

1 ICT (Information and Communication Technology)

情報通信技術。情報通信に関連する技術一般の総称である。従来用いられてきたITとほぼ同様の意味で用いられるもので、ITに替わる表現として日本でも定着しつつある。

2 QOL

生活の質 (Quality of Life) の略語。一般に、一人一人の人生の内容の質や社会的に見た生活の質のことを指し、人がどれだけ人間らしい生活や自分らしい生活を送り、人生に幸福を見出しているか、ということをも尺度としてとらえる概念。医療や福祉、教育の分野では、病気や障がいがありながら、どれだけの生活の質を保つことができるかという観点から「QOLを維持する、向上させる」などという。

3 ICF (国際生活機能分類 International Classification of Functioning, Disability and Health)

世界保健機関 (WHO) において「ICIDH (国際障害分類)」の改訂版として2001年に採択された障がいの分類法。

あ行

4 医療的ケア

学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為

5 インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約の第24条において示された新たな教育制度のモデル。人間の多様性の尊重を強化することや、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的として、障がいのある者と障がいのない者が共に教育を受ける仕組み。

6 エリアサポート体制

県内を保健福祉圏域で7つにわけ、各エリアの実情に応じて特別支援教育の推進を図る体制

か行**7 共生社会**

年齢、性別、障がい等の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会

共生社会においては、障がい者は、社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担する。他方、障がい者の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに障がい者が自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう支援することが求められる。

8 キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる教育。特別支援学校等においては、児童生徒の実態に応じて、労働や就職・就労のみにとらわれず、自分でできることを増やしていこうとする態度・意欲（勤労観）を育み、自らの生き方を主体的に考え、進路を適切に選択できる能力・態度（職業観）を障がいの特性や発達段階に応じて育成することを目的としている。

9 高等特別支援学校

知的障がいの程度が比較的軽度な高等学校段階の生徒を対象とし、職業教育を中心とした教育を行う高等部のみを置く特別支援学校

10 校内委員会

幼稚園や小学校等に置かれた発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う校内の委員会（または、同等な機能を持った委員会）

11 合理的配慮

「障害者の権利に関する条約」において定義されたもので、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。

具体的には、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点を踏まえた障がいの状態に応じた適切な施設整備、移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置、点字・手話・デジタル教材等のコミュニケーション手段の確保などがある。

12 交流及び共同学習

障がいのある子どもと障がいのない子どもの相互理解を推進することを目的とする活動をいう。特別支援学校と小・中学校等の間では、学校行事、総合的な学習の時間及び教科学習を通じ直接触れ合う活動や、ビデオレターやインターネットを使って間接的に触れ合う活動を行っている。

13 心のバリアフリー学習推進会議

学校教育において「心のバリアフリー教育」を展開するため、各学校において障がいのある人との交流及び共同学習が活性化されるよう全国において自治体単位で福祉部局、教育委員会、障がいのある人やその支援等に関わる社会福祉法人等の団体間のネットワーク形成を促進する方策を検討することが明記されことから、平成 30 年度以降に実施する具体的な取組を検討するための会議

14 心のバリアフリー活動

高校生が主体となり、障がいのある方との交流や地域における高齢者等の世代を超えた交流の在り方に関する取組の推進を図る。

15 コミュニティ・スクール

学校と保護者や地域の方が共に知恵を出し合い、学校経営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組み

16 個別の教育支援計画

教育、保健、医療、福祉、労働等の連携による、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うための教育計画。児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズを把握し、関係機関の連携による適切な教育的支援を効果的に行うための教育上の指導や支援を内容とする。

17 個別の支援計画

乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して、障がいのある子ども一人一人のニーズに対応した支援を効果的に実施するための計画。なお、「個別の支援計画」を教育機関（学校や教育委員会）が中心となって策定する場合には、「個別の教育支援計画」としている。

18 個別の指導計画

障がいの状態等に応じたきめ細かな指導を行うため、幼児児童生徒一人一人について、具体的な指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ計画。学習指導要領で、特別支援学校において作成が義務付けられている。

さ行**19 障害者の権利に関する条約**

あらゆる障がいのある人の尊厳と権利を保障するための人権条約。国際人権法に基づく人権条約であり、2006年12月13日に第61回国連総会において採択された。日本政府の署名は、2007年9月、批准は2014年1月であった。

20 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定され、平成28年4月1日から施行された。

21 人工内耳

重度の聴覚障がいのある人の内耳に電極を埋め込み、音を電気信号にかえ、直接、聴神経に伝え聞こえるようにする装置

22 新生児聴覚検査

早期に難聴の有無を発見するために新生児を対象として行う聴覚検査

23 相談支援ファイル

保護者や本人が、障がいの様子、成長・発達の様子などや、必要な支援の方策や手立て等について記録し、教育、医療、保健、福祉等関係者間で引き継いでいくファイル

た行

24 第二次宮崎県教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」をスローガンとし、将来世代である子どもたちをはじめ、県民一人一人が、宮崎や我が国、そして、世界の未来を切り拓いていく人となるよう願って策定したもの。平成23年6月に策定され、平成23年7月から平成32年度までの10年間の計画を示している。

25 通級指導教室（通級による指導）

通級による指導を行う教室。通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍している障がいの軽い児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童生徒の障がいに応じた特別の指導（障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目指す自立活動の指導や各教科の内容を補完するための指導）を特別の場で行う教育形態である。言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱・身体虚弱を対象としている。

26 特別支援学級

学校教育法の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分にその効果を上げることが困難な児童生徒のために特別に編制された学級。平成18年の学校教育法改正により、平成19年4月から特殊教育から特別支援教育に転換したことを受け、これまでの「特殊学級」を「特別支援学級」に名称を改めた。

27 特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を授けるとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校

28 特別支援学校のセンター的機能

学校教育法第74条で規定されており、特別支援学校がこれまで培ってきた高い専門性を活かしながら、地域の幼稚園、小・中学校又は高等学校等の要請を受けて必要な助言又は援助を行う機能

29 特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行う教育

また、これまでの特殊教育の対象となっていた幼児児童生徒に加え、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障がいのある幼児児童生徒に対しても適切な指導及び必要な支援を行う。

平成19年4月から学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、障がいのある幼児児童生徒の支援を更に充実していくこととなった。

30 特別支援教育コーディネーター

障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うため、校内に校務として位置付けられた学校内及び関係機関や保護者との連携調整などの役割を担う者。本県ではすべての小・中学校及び高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校で指名されている。

31 特別支援教育チーフコーディネーター

小・中学校等において深刻化、複雑化する発達障がい等への的確に対応するため、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを統括し、指導援助等の業務を行い、各地域における特別支援教育に関する連携、調整の促進を図る役割を担う者として、平成20年度から本県が独自に特別支援学校に配置している者

な行

32 認定こども園

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年）に基づいて、平成18年10月1日から設置された保育施設。就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）や、地域における子育て支援を行う機能（全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能）を備えた施設で都道府県知事が認定する。

は行**33 発達障がい**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）など、脳機能の発達に関係する障がい

34 バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で、バリア（障壁）となるものを除去するという意味。道路や建築物の利用の妨げとなる段差や設備の不備などの「物理的なバリア」、点字や手話通訳等、情報伝達の欠如や文化に親しむ機会の制約などの「文化・情報面でのバリア」、障がい児者に対する無理解や無関心からくる偏見や差別などの「意識上のバリア」、などに分類されることもある。

ま行**35 みやざき特別支援教育プラン**

本県における特別支援教育を推進するための教育施策の方向性を示したもの。平成18年度から平成22年度までの5年間の取組目標を示した。

や行**36 ユニバーサルデザイン**

バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処しようとする考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインしようとする考え方

37 ユニバーサルデザイン2020行動計画

オリンピック・パラリンピック東京大会を契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行することを目的として設置された関係閣僚会議において、平成29年2月に策定された行動計画

ら行**38 理学療法士**

PT（Physical Therapist）とも呼ばれている。身体に障がいのある人や障がいの発生が予測される人に対して、基本動作能力（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、及び障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法（温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの）などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職である。